

令和 6 年度平塚市地域密着型サービス事業者募集要領

平塚市では、介護保険事業計画[第 9 期]（以下「第 9 期事業計画」という。計画期間：令和 6 年度から令和 8 年度まで）における地域密着型サービスを提供する事業者の募集を行います。

介護保険法及び平塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例・平塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下、「条例」という。）その他関係法令を御確認の上御応募ください。

平塚市ホームページ例規集 URL：<https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/jorei/index.html>

1 趣旨及び目的

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活するために介護サービスの提供が図られるよう、市町村が指定及び指導・監督を行うものです。

平塚市では、地域密着型サービスの特徴である、利用者が地域と良好な関係を築き、安心して住み慣れた地域で生活を送れるよう第 9 期事業計画に基づき地域密着型サービスを整備します。

2 募集内容

公募内容は下記のサービスとなります。

(1) 対象サービス

サービス名	内 容
看護小規模多機能型 居宅介護 (複合型サービス)	医療依存度の高い人や退院直後で状態が不安定な人などを対象に、主治医との連携のもと、医療処置も含めた多様なサービス（訪問看護、訪問介護、通い、泊まり）を 24 時間 365 日提供する。在宅での看取り支援などを含め住み慣れた自宅での療養を支える介護保険サービス。

(2) 整備圏域

「圏域 1（旭北地区）」、「圏域 2（旭南地区）」、「圏域 4（四之宮地区・八幡地区・真土地区）」
「圏域 5（中原地区・南原地区）」、「圏域 6（田村地区・横内地区・大神地区）」、
「圏域 8（金目地区・土沢地区）」、「圏域 9（なでしこ地区・花水地区）」、
「圏域 10（富士見地区）」、「圏域 11（松が丘地区）」のいずれかの地区。

※「圏域 3（城島地区・岡崎地区）」、「圏域 7（金田地区・豊田地区）」、「圏域 12（港地区）」、
「圏域 13（崇善地区・松原地区）」は整備圏域対象外となります。

(3) 整備事業所数

1 事業所

3 応募資格

法人格を有する法人で、本業務を円滑に遂行する十分な体制、能力を有しており、かつ次の項目を満たしている者。

- (1) 介護保険法第78条の2第4項各号及び同条第6項各号、第115条の12第2項各号及び同条第4項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 提出書類の受付締切日において、民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。
- (3) 平塚市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等でないこと（選定後であっても、その事実が判明した場合は事業候補者の選定を取り消します。）

4 応募方法

介護保険法及び条例その他関連法令等を御確認のうえ、以下の書類を提出してください。

また、提出に当たっては、まえもって介護保険課に御連絡のうえ、必ず応募詳細について事前の相談をしてください。

なお、事前相談がなく申込書を提出した場合、応募は無効とします。また、事前相談については、余裕を持ったスケジュールのもと、市と実施日を調整してください。

書類の提出は、実施法人が持参または郵送してください。

持参の場合の受付時間は、受付期間中の平日9時から12時、13時から17時までとします。

郵送の場合は、令和6年12月20日（金）必着とします。

(1) 提出書類

別紙提出書類一覧のとおり（正本1部・副本6部）※副本は正本の写しとしてください。

なお、提出書類の電子データをメールにて提出をお願いする場合があります。

(2) 申込書受付期間

令和6年11月11日（月）から令和6年12月20日（金）まで

(3) 提出にあたっての留意事項

- ① 提出書類は、原則A4判縦で統一してください。
- ② 応募書類は、「提出書類一覧」を表紙に付け、各書類にインデックスを付け、正本・副本1部ずつA4フラットファイル（紙）に綴じてください。
- ③ ファイルの表紙と背表紙には、「法人名」を記載してください。
- ④ 建物配置図、平面図、立面図はA3判とし、A4サイズ（Z折り）に折り込んでください。
- ⑤ 必ず受付期間内に必要書類を提出してください。原則、受付後の書類提出（差替え、再提出、追加提出含む）は認めません。
- ⑥ 事前届出書類又は応募書類等の内容に基づき市が必要と判断した場合は、書類の再提出や追加提出等を求めることがあります。（軽微な修正等）別に指定する期間内に必要書類を提出してください。

また、市が必要と判断した場合は、関係機関等に確認等を行います。その結果、明らかに事業所整備が見込まれない場合や応募要件を満たさないと判断したものについては、応募書類を受付しないことがあります。

- ⑦ 申込書受付期間終了後に、整備予定地を変更することはできません。
- ⑧ 事業所整備と明らかに関連のない、法人等の宣伝活動や営業活動等に係る書類等は添付しないでください。

5 無効または失格

次の事項に該当する場合は、原則として無効または失格となります。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限、提出にあたっての留意事項等が守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (3) 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 提出書類に明らかな不備があった場合。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 介護保険課に事前相談を行わずに、応募書類を提出した場合。

6 注意事項

- (1) 利用可能な補助金については、「平塚市地域医療介護総合確保基金事業費補助金」を予定していますが、現時点で当該補助金の交付を確約するものではありません。また、同施設内に他のサービスを整備する場合は、面積按分等により補助金額を調整する場合があります。
なお、「平塚市地域医療介護総合確保基金事業費補助金」を利用予定の場合、令和7年度の「平塚市地域医療介護総合確保基金事業費補助金」交付決定を受けてからの着工が補助の条件となりますのでご注意ください。(事業者の内定は令和6年度中に通知予定ですが、平塚市からの補助金交付決定及び事業所指定については、令和7年度に通知を行います。補助金は申請受付が4月、交付決定は7月頃を予定していますので、その点を考慮し工期計画の策定をしてください。)
- (2) 整備のスケジュールや人員確保、資金計画等について、対応可能か十分検討のうえ、提出書類を作成してください。
- (3) 介護従事者については、原則、直接雇用する職員を配置するようお願いします。
- (4) 開発、建設の可否の確認を必ずお願いします。特に土地利用の可能性については、「都市計画法」「まちづくり条例」「埋蔵文化財包蔵地」等の関係法令所管課と十分に協議をしてください。協議が不十分あるいは問題点が多い場合、受付できません。(提出時に関係法令所管課にその場で確認をさせていただく場合があります。)
- (5) 防火防災対策及びこれに係る設備設置について、平塚市消防本部と協議し、その指示に従ってください。
- (6) 敷地外に待機車両や路上駐車が発生しないよう、必要台数分の駐車場を整備してください。
- (7) 事前相談及び応募に要した費用は、全て応募者の負担とし、提出書類はお返し出来ません。
- (8) 提出書類中の個人情報等は、本選定以外には使用しません。
- (9) 提出書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (10) 事業者の応募がなかった場合または事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行う場合があります。
- (11) 施設整備後は、日頃から地域との交流を深めるとともに、非常災害時に備えて地域との連携

強化に努めていただくようお願いいたします。

- (12) 土地所有者、地域住民、その他関係者とのトラブルについて、平塚市介護保険運営協議会、平塚市及び平塚市職員は、いかなる損害賠償請求や求償その他一切の責任を負いません。
- (13) 受付期間終了後、提出書類の内容に変更が生じた際は、やむを得ない場合（※）に限り、書類の再提出を認めます。速やかに介護保険課へ連絡のうえ、修正後の書類を提出してください。なお、事業計画等の修正は認めません。（※）法人代表者、役員の変更等
- (14) 応募の状況等の問い合わせには一切回答できません。
- (15) 内定者の選定は、介護保険法上の指定を確約するものではありません。
- (16) 整備事業者を選定されなかったこと又は応募要件を満たさない場合や、「5 無効または失格」の規定により応募が無効とされたことに伴い応募者に生じた一切の損害について、平塚市介護保険運営協議会、平塚市及び平塚市職員は、責任を負うことはありません。

7 事業者の選定

募集期間内に応募があった事業者を対象とし、提出された書類について審査・確認のうえ、内定通知を交付します。

1 事業者のみの応募があった場合は、事務局（介護保険課）にて書類審査を行い、内定者として選定します。複数の事業者から応募があった場合は、「平塚市地域密着型サービス事業者選考委員会」による書類選考を実施し、内定者として選定します。

上記のいずれかの審査及び選考による採点が、評価基準点に満たない場合、本市地域密着型サービス施設整備対象事業者として、不選定とします。

なお、内定者として選定された事業者が「3 応募資格」を満たさない場合、「5 無効または失格」の事項に該当する場合、またサービス事業者として相応しくない事項が認められる場合はその限りではありません。

8 事業所指定

事業所指定については、関係法令に基づく書面審査、実地検査等を行い、当該事業所が条例、関係法令に適合していることが確認され、原則、平塚市介護保険運営協議会への報告等を経て、指定通知書の発行となります。

<平塚市における主な問い合わせ先>

確認内容	問い合わせ先部署
平塚市まちづくり条例及び開発事業に係る事前相談について	まちづくり政策部開発指導課
建築基準法に係る建築確認及び用途地域について	まちづくり政策部建築指導課
生産緑地法による生産緑地地区について	まちづくり政策部まちづくり政策課
消防法等について	消防本部予防課
埋蔵文化財包蔵地について	社会教育部社会教育課
介護保険制度全般について	福祉部介護保険課介護給付担当

以上

<地域密着型サービス事業者の募集に関する問合せ先>

平塚市福祉部介護保険課介護給付担当

TEL 0463-21-8790（直通）

FAX 0463-21-9742

E-mail kaigo@city.hiratsuka.kanagawa.jp